

令和2（2020）年 参考表の作成手順・概況について

はじめに

参考表は、平成27年表より、総務省（政策統括官室）が作成しており、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年8月産業連関部局長会議決定）では、「産業連関表において、本社活動や知的財産を創出する活動などの把握のほか、国民経済計算との整合性にも留意する必要があると考えられる一方、これらの推計には、国民経済計算と比べると詳細な部門別の推計が必要であり、基礎資料等の制約もあることから、平成27年表では、取引基本表と別に、このような活動を推計した参考表を作成する」とされたものである。

令和2年表では、「令和2年（2020年）産業連関表作成基本要綱」（令和6年6月産業連関部局長会議）において、「総務省により、以下の5表を作成する。①基本価格表示の取引基本表（統合中分類）②本社マトリックス、③自社開発ソフトウェア、④特許等サービス、⑤ファイナンス・リース」とされており、基本価格表は取引基本表と同時に公表されている。今回は、それ以外の表の報告を行うものである。

なお、⑤は10億円単位（小数点第1位（1億円）まで表章）、⑤以外は100万円単位の計数としているが、これらは強い仮定による推計値であることに留意されたい。

1 本社マトリックスの推計

産業連関表では、列部門の投入については、概念上、当該アクティビティを直接的に行う事業所分だけでなく、当該アクティビティに要する本社分も推計してあわせて計上されている。ただし、サービス列部門などでは企業単位に推計しているため、直接的に本社分の投入を勘案している部門は主として製造業部門となる。

東京都産業連関表など本社の影響が大きい地域の産業連関表では本社部門を別掲している場合もあるが、全国表の取引基本表では本社部門を別掲していない。

そこで、参考表として、本社分の活動を把握する統計調査である「企業の管理活動等に関する実態調査」（以下「本社調査」という。）の結果を用いて、各列部門の本社分の投入総額（本社CT）とその構成を表す「本社マトリックス」を作成する。

（1）推計方法の概略

- ① 本社調査は、一部の非営利産業を除く民営法人企業のうち、複数事業所を有し、企業全体の常用雇用者数30人以上の企業を対象として、企業産業別の本社経費総額（調査では「販売費及び一般管理費のうち本社経費」）とその内訳が把握されている。
- ② まず、企業産業別の本社経費総額・内訳の母集団推計を行う。この推計値には、本社調査の対象外である個人企業や一部の法人分は含まれない（これらの本社経費は0とみなしている。）。
- ③ 次に、令和3年経済センサス・活動調査の特別集計結果（企業産業別事業所産業別従業者数）を用いて、「本社調査」の企業産業別の本社経費を事業所産業別の結果に組み替えを行う。

④ その事業所産業別の本社経費総額・内訳に対して、事業所産業を SUT 公表産業に組み替え、SUT 公表産業別本社経費総額・内訳を推計する。

なお、本社経費のうち、「直接的な事業活動」に関わる活動と考えられる研究、運輸関係等を控除している。

(2) 令和2年「本社マトリックス」の概況

令和2年の本社活動に係る総費用（国内生産額）は43.4兆円と前回平成27年（43.1兆円）比で微増となった。（本社活動を含めたすべての活動の）国内生産額（CT）比では4.2%と、前回（4.2%）とほぼ同じ結果となった。金額では「金融・保険サービス」、「卸売」、「小売」が大きい。特に「金融・保険サービス」はCT比でも18.1%と高くなっている。CT比では「インターネット付随サービス」の数値も高い（14.3%）。「金融・保険サービス」、「インターネット付随サービス」は、本社活動に係る国内生産額に占める雇用者所得の比率が、それぞれ27.5%、22.8%と抑制されているのも特徴である（全体では36.0%）。

2 自社開発ソフトウェアの推計

企業が投資（購入）するコンピューターソフトウェアは、①ハードウェアと一体のもの、②市場から購入するもの、③自社で開発するものに分けられるが、そのうち③に係るもののが「自社開発ソフトウェア」である。

①、②に関しては取引基本表では原則として固定資本形成として扱っている一方、自社開発ソフトウェアについては以下の理由から固定資本形成に含めていない。

- ・ ソフトウェア従事者的人件費自体は基礎統計から部門ごとに一定の精度による推計ができるが、このうち自社開発ソフトウェア活動分を特定するためには各部門の自社開発ソフトウェアの従事割合など一定の前提に基づく推計が必要であり、詳細な部門別の推計が難しい。
- ・ 人件費以外についても、現状では取引基本表自体の情報サービス業の投入額自体を用いた推計が必要（国民経済計算では取引基本表を用いることで推計）。
- ・ 基礎統計上も、企業会計でソフトウェア業以外では自社開発ソフトウェアの計上を行っていないのではないかとの指摘があり、各部門の把握が難しいと考えられることこのため、引き続き、各部門の自社開発ソフトウェアの費用とその構成比を明らかにするため参考表を推計する。

(1) 推計方法の概略

- ① 国勢調査より、関連する職種（システムコンサルタント・設計者、ソフトウェア作成者、その他の情報処理・通信技術者）の産業別就業者数、また同職種の給与を賃金構造基本統計調査からそれぞれ得て、事業所産業別のソフトウェア従事者分の賃金・俸給を推計する。
- ② 取引基本表より「593101 情報サービス」の投入を用いて、賃金・俸給に対する中間投入の比、粗付加価値額の比、雇用者報酬の比をそれぞれ計算。
- ③ 次に「本社調査」より、企業産業別の関連就業者が自社開発ソフトウェア開発に投じる

時間の比率を求め、それを本社マトリックスと同様に事業所産業別計数を得る。

なお、前回では、木村俊孝・木村早霧「自社開発ソフトウェアの推計方法について」（季刊国民経済計算 No 148、2012年6月）に掲載された「アンケート調査による自社開発ソフトウェアにかける時間割合」を使用した。

- ④ 以上から、事業所産業の計数を組み替え、SUT 公表産業部門ごとの自社開発ソフトウェアの経費総額、中間投入額、粗付加価値額及び雇用者所得を推計する。

(2) 令和2年「自社開発ソフトウェア」の概況

自社開発ソフトウェアに係る総費用は2.5兆円となっている（同年のソフトウェアの国内生産額は21.9兆円）。

列部門ごとの総費用については、「情報サービス」が実額、CT比とともに最も多く、実額については「通信サービス」、「その他の対事業所サービス」、「金融・保険サービス」の費用が多くなっており、中でも「通信サービス」は「情報サービス」に続いてCT比も高くなっている。

3 特許等サービスの推計

特許権等技術取引サービスについては、生産として扱うかどうかで国民経済計算との相違がある。国民経済計算においては、海外分を国際収支統計の産業財産権等利用料を用いてサービスの輸出入として計上し、国内取引については、経済産業省企業活動基本調査（以下「企業活動基本調査」という。）の「技術取引」（国内からの受取（著作権分を控除））を用いてすべて中間消費として計上している。一方、産業連関表では、国民経済計算で中間消費扱いしている国内取引分について特許等サービスの利用料を詳細な部門別に推計することが困難であることから、取引基本表においては従来どおり財産所得として扱っている。参考表として、特許権等技術取引サービスの支払・受取ごとに国内、海外分を推計する。

＜推計方法の概略＞

- ① 国際収支統計（財務省、日銀）の「知的財産権等使用料/産業財産権等使用料」の受取・支払及び「企業活動基本調査」の「技術の所有及び取引状況に関する表」を使用し、「企業活動基本調査」の対象業種に限定して推計した。
- ② 国内、海外（輸入）、海外（輸出）のそれぞれ、「企業活動基本調査」において、「X」で示される秘匿値を推計。具体的には、同調査の特許権、実用新案権、意匠権それぞれの全業種の合計（積み上げ）と秘匿値以外の合計の差をとり、それが複数業種にわたる場合は、同調査の「売上高」で按分して秘匿値分を推計する。なお「企業活動基本調査」は年度調査のため、簡易な年度→暦年転換（X年数値=X-1年度×1/4+X年度×3/4）を行う。

4 ファイナンス・リースのFISM扱い

令和2年産業連関表においては、国民経済計算との整合性に配慮して、ファイナンス・リースをFISM扱いに変更することを検討したが、推計資料等の制約もあり本体表でのF I

SIM扱いは見送り、ファイナンス・リースのリース料のうちマージン額を国内生産額(CT)とするよう変更した。一方、FISM扱いに変更した場合の影響については、参考表により公表予定としており、本件はそれに対応するもの。

(1) 推計方法の概略

一般的に、

ファイナンス・リースに係るFISM

= ファイナンス・リース残高×(ファイナンス・リース利回り－参照利子率)

・・・・[*1]

また、

ファイナンス・リースCT=ファイナンス・リース残高×ファイナンス・リース利回り

上式を変形して

ファイナンス・リース残高=ファイナンス・リースCT÷ファイナンス・リース利回り

・・・・[*2]

式[*2]を式[*1]に代入すると以下のとおりとなり、ファイナンス・リースCT、ファイナンス・リース利回り、参照利子率からファイナンス・リースに係るFISMが求められる。

ファイナンス・リースに係るFISM

= ファイナンス・リースCT×

(ファイナンス・リース利回り－参照利子率)÷ファイナンス・リース利回り

(注) 参照利子率は通常のFISM推計で用いる利率、ファイナンス・リース利回りは令和2年産業連関表で前提とした数値を適用した。なお、これらは賃貸業の種類や財の違いにかかわらず一律とした。

(2) 令和2年「ファイナンス・リースのFISM扱い」の概況

ファイナンス・リースCTが計上されていた行部門（「産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業」、「建設機械器具賃貸業」、「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」、「貸自動車業」）のCTのうち、ファイナンス・リース分が減額となり、その合計額は8,891億円。残りはCTをリース料で計上するオペレーティング・リース分の2兆6,656億円、CTをレンタル料で計上するレンタル分の5兆3,181億円となる。

一方、ファイナンス・リースに係るFISMが行部門「民間金融（FISM）」に新たに計上され、その金額は8,425億円。この金額と上記のファイナンス・リースの減額分（8,891億円）との差額は466億円にとどまり、概念調整前の全体のCT（1026兆3921億円）に及ぼす影響額でみれば、比較的小さいことが窺える。